

## 学校法人二戸学園役員行動規範

令和2年9月9日制定

学校法人二戸学園（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）は、法人の目的の達成と社会的信頼性を高めるため、自らの職務の遂行に当たって、事業活動はもとより日常生活の中でも守るべき規範として、以下の役員行動規範を定める。

- 1 役員は、本法人の寄附行為に定める職務を行うに当たっては、法令及び本法人の諸規程を遵守するとともに、社会の一員として高い倫理観を持ち、公序良俗に反する行為や本法人の名誉と信用を傷つける行為をしてはならない。
- 2 役員は、本法人の名誉を重んじ、常に公私の区別をわきまえ、役員にふさわしい品格を保たなければならない。
- 3 役員は、すべての人の人格・人権やプライバシーを尊重し、いわれなき差別やさまざまなハラスメント行為を排除し、職場の秩序の保持に努めなければならない。
- 4 役員は、法人、個人、その他のすべての利害関係者等に対し、常に誠実な態度で接し、健全で良好な関係を維持するよう努めなくてはならない。また、すべての取引先（取引業者等）との間で、不公正な決定、便宜供与は行わないとともに、取引先から社会通念上相当とされる範囲を逸脱するような利益供与を受けてはならない。
- 5 役員は、職務上知り得た情報を適正に管理し、法人の許可なく第三者に漏らしたり、職務以外の目的に使用してはならない。
- 6 役員は、法人内外を問わず法人の役員の地位、職責にもとる不適切な社会的活動を行ってはならない。
- 7 役員は、本法人が設置する学校が社会から求められる役割を果たしていくため、教育（保育を含む。）に必要な人材配置を含めた学修環境を整備し、充実した学びの場の実現に努めるものとする。
- 8 役員は、本法人が設置する学校の公共性に鑑み、教育及び研究成果の社会還元や地域社会への貢献、連携活動を積極的に支援していくものとする。